

資料 1

「子どもを虐待から守る条例」第 27 条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第 27 条の規定に基づき、令和 5 年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめています。主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況（別冊 2～7 頁）

（1）児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）は 2,162 件（前年度比 246 件減）と、依然として 2,000 件を超える水準ではあるものの、過去最多となった前年度（2,408 件）から令和 3 年度（2,147 件）と同程度の水準まで減少しました。

原因を特定することはできませんが、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5 類感染症」になった影響や、令和 5 年度における県全域での DV 被害相談件数が減少したことなども関係しているのではないかと考えられます。

（2）児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関（691 件）、②警察等（632 件）、③学校等（193 件）となっています。近隣・知人からの相談（前年度比 92 件減）、警察等や市町の機関からの相談（警察等：同 101 件減、市町の機関：同 23 件減）など、全体的に相談件数が減少する中、虐待者以外の家族からの相談件数は増加（同 28 件増）しました。

（3）児童虐待相談種別

虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が 1,020 件（前年度比 151 件減）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例（面前 DV）の通告が約半数を占め、495 件（同 189 件減）でした。

その他、「身体的虐待」は 718 件（同 3 件減）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は 376 件（同 91 件減）、「性的虐待」は 48 件（同 1 件減）といずれも減少しました。

（4）児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが 1,050 件（前年度比 85 件減）、実父によるものが 924 件（同 147 件減）となっており、実父母によるもので全体の 9 割以上を占めている状況は前年度と変わりません。

（5）被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6 歳までの乳幼児期の件数が 921 件と最も多くなり、全体の 42.6%を占めています。

(6) 児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、面接指導が1,974件となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて93件でした。

(7) 被措置児童等虐待の状況

児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された事例は2件ありました。1件は、一時保護施設等で、職員からの入所児童に対する身体的虐待と心理的虐待が認定され、もう1件は障がい児施設等において、職員から児童に対する身体的虐待が認定されました。

(8) 一時保護、立入調査等の実施状況

一時保護の対応をした子どもは、前年度より22人減って延べ803人となりました。なお、このうち半数以上(509件)が虐待を事由とするものでした。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、出頭要求を5件、警察への援助要請を4件実施しました。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況(別冊 9~18頁)

(1) アセスメントの推進

- 児童虐待対応に係るリスクアセスメントの向上や一時保護等の判断の迅速化等を図るため、令和2年7月から、県内全ての児童相談所でAI技術を活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始し、虐待対応への取組の強化につなげています。

(2) 児童相談所の体制・機能の強化

- 通年で津市、四日市市及び三重郡を、令和6年1月から紀州地域を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行い、児童相談所的確なケースマネジメントに取り組みました。
- 児童相談所における外国につながる子どもの相談について、派遣通訳に加えて通訳システムや24時間多言語対応での電話通訳により対応するとともに、北勢児童相談所及び鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、児童・家庭への通訳立ち合いや家庭訪問に同行するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に努めました。
- 困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

(3) 市町の体制・機能の強化支援

- 各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

- 令和6年の児童福祉法改正に伴い、これまでの「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた児童福祉・母子保健の両機能を一体化した「こども家庭センター」を、市町において令和6年4月1日から設置することが努力義務となるため、同センターの開設準備研修を開催し、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組みました。なお、令和6年4月1日現在、15市町に設置されています。

（4）職員の相談援助技術の向上

- 警察と児童相談所による児童虐待事案に係る合同研修を実施しました。
- 被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。
- 市町職員を対象に要保護児童対策地域協議会の運営等に関する研修会や情報交換会を実施しました。

3 今後の対応

- 児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行います。
- 児童虐待の再発防止、親子関係再構築等の家族支援に向けて、保護者支援プログラムの導入を進めます。
- 国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- 電話相談以外に身近な相談ツールとして、SNSを活用した子ども等が相談しやすい環境を整え、児童虐待通告や子育て相談に対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につなげます。
- 改正児童福祉法に対応するため、一時保護所に加えて児童養護施設等にもアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明できる体制を整備していきます。
- 「こども家庭センター」の設置を促進するため、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図るとともに、特にケースマネジメント等に係るスーパーバイザーを定期的・継続的に派遣し、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。
- 令和5年5月に津市で児童相談所が関与する児童が死亡する事案が発生したことを受けて、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）が検証を行い、令和6年3月に検証委員会報告書が示されました。再発防止のため、検証

委員会報告書の提言において課題とされた体制づくり、関係機関との連携、人材育成に取り組んでいきます。